

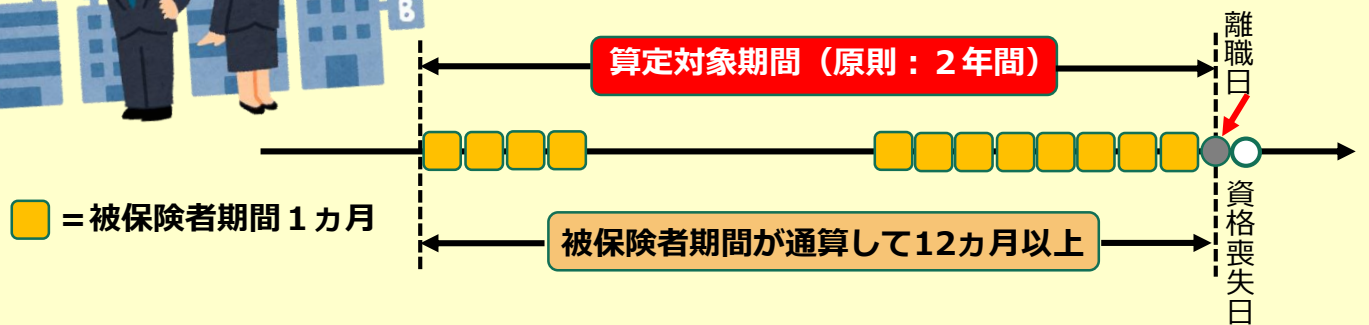


今回は、雇用保険の一般被保険者が失業した場合に支給される求職者給付である**基本手当**について、具体的に支給されるまでに求められる要件である **受給資格・被保険者期間の算定・待機等の規定**をみて行きましょう！

基本手当の受給資格



基本手当は、被保険者が失業した場合において、**算定対象期間**（離職の日以前2年間）に被保険者期間が**通算して12ヶ月以上**であったときに支給されます。



※基本手当の日額や所定給付日数などは、次回詳しく触れますが、上記のような規定があるので、期間を空けて数ヶ月単位で職場を転々としたり、雇用保険適用外の状態を長く挟んだりしていると、全く基本手当が受取れない事にもなりかねないので注意が必要です！

★原則と書いてあるのは、**特定受給資格者**又は**特定理由離職者**については、「**離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上**」とされているためです。（予期せぬ失業者の保護を手厚くしています！）



ここで、用語の整理！

算定対象期間 上記にも記載のとおり、原則は離職の日以前の2年間（特定受給資格者又は特定理由離職者の場合は1年間）です。ただし、被保険者の状況を配慮して、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上、賃金の支払いを受けることができなかった期間がある場合、その分の日数を加算した期間（合計期間が4年を超えるときは4年間）が**算定対象期間**

特定受給資格者 「倒産」や「解雇」等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（事業所移転により通勤が困難、賃金不払い、過剰な残業、職場でのいじめ等も含みます。）

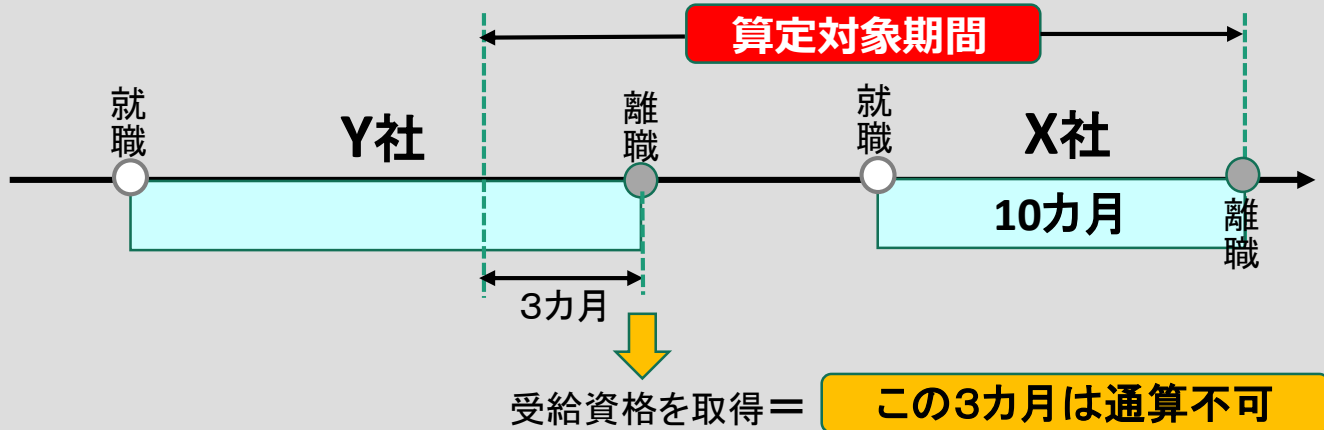
特定理由離職者 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したが、合意にいたらなかった場合に限る）その他、体力、家庭の事情的な理由等



被保険者期間の算定、被保険者であった期間の通算



被保険者期間は離職日から遡って1カ月ごとに区分して、カウントしていきます。ただし、**1カ月未満の期間が生じた場合**、その期間の日数が**15日以上**あり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が**11日以上**あるときに、その期間を**2分の1カ月**として計算します。



仮に転職を重ねたとしても、被保険者であった期間は通算されるのですが、上記のように、一旦ハローワークで手続きをして**受給者資格を取得**すると、**Y社の被保険者であった期間**はX社離職の際の被保険者期間には**通算されなくなります**。安易な離職を防止するためですが、Y社分が通算されなければ、X社で12カ月以上勤めるしかありません。（この他、被保険者の資格の取得確認制度というものがありますが、レアケースなので、ここでは紹介いたしません。）

受給資格の決定

基本手当の支給を受けようとする場合、離職後、**管轄公共職業安定所**に出頭し、**求職の申込み**をしたうえで、**雇用保険被保険者離職票**を提出して、受給資格の決定を受けなければなりません。その後、失業の認定を経て、**失業している日**について基本手当が支給されることとなります。

待機

ご存じの方も多いかと思いますが、離職理由に関らず、求職の申込みをした日以後において、失業している日が**通算して7日に満たない間**は支給されません。更に、自己都合退職の場合、待機期間終了の翌日から3カ月間は給付制限期間となり、この間は基本手当の支払いは一切されません。

・ **特別な事情があれば手厚く、安易な離職には少し厳しい対応になります。**



あわーず福井

訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

TEL 0776-50-2507

FAX 0776-50-2587

MAIL fukui@ours-sr.co.jp

- ① 365日24時間体制（土日祝日訪問OK!）
- ② 訪問リハビリあり
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
- ③ 小児・終末期・精神 対応可能!
- ④ 土日祝日追加料金は無料!
- ⑤ 複数往診医と連携あり!
- ⑥ 訪問先までの交通費は無料!
- ⑦ 福井市・坂井市・永平寺町全域対応!
訪問エリア拡大中（エリア外も応相談）